

告示第313号

令和8年3月9日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

甲突川左岸緑地における賑わい創出イベントの実施事業者の募集に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

甲突川左岸緑地における賑わい創出イベントの実施事業者の募集に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この企画提案競技に参加を希望する者は、下記要領により、企画提案競技参加申込書を提出してください。

記

1 賑わい創出イベントの概要

甲突川左岸緑地において、食の魅力活用とナイトタイムエコノミー推進をテーマとする定期イベントを実施し、賑わいを創出するとともに、天文館や鹿児島中央駅等周辺エリアとの回遊性の向上につなげる。

2 参加資格要件

本企画提案競技に参加できる者は、1事業者で応募する場合にあっては、次に掲げる(2)から(8)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合にあっては、代表構成員が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、代表構成員以外の構成員が(1)及び(3)から(7)までの要件を全て満たしていることとする。

- (1) 複数の事業者が共同で参加する場合にあっては、その構成員が1事業者又は他の構成員として本件企画提案競技に参加しない者であること。
- (2) 鹿児島市内に事務所若しくは営業所を有する法人又は鹿児島市内に居住する個人であること。
- (3) この告示の日（以下「告示日」という。）以後に国又は地方公共団体が発注する業務の契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

こと。

- (5) 納期が到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事業所等を有するものにあつては、主たる事業所等の所在地の市区町村税。）を完納していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 令和3年4月1日から告示日までの間において、食に関するイベント開催の実績があること。

3 申込要領

(1) 受付期間

令和8年3月9日（月）から同月19日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光戦略推進課戦略係（みなと大通り別館3階）

電話 099-216-1510

ファックス 099-216-1320

電子メールアドレス kan-senryaku@city.kagoshima.lg.jp

- #### (4) 提出方法は、直接持参又は郵送（電子メール及びファックスによる申込みは、受け付けないものとする。）

なお、郵送の場合は、必着とする。

- #### (5) この募集に係る参加申込書、実施要領、様式集その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。

4 提出書類

- (1) 企画提案競技参加申込書（様式あり）
- (2) 事業者概要及びイベント開催実績表（様式あり）
- (3) 商業登記簿謄本（写しでも可。個人の場合は不要）
- (4) 身分証明書（写し。個人の場合のみ必要）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式あり）

(6) 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可）。鹿児島市で証明書が発行されない場合は、本社所在地（個人の場合は居住地）の市区町村役場（特別区にあつては都税事務所）発行の市（町・村）民税（特別区にあつては都民税）納税証明書

5 提出部数

各1部

6 注意事項

- (1) 複数事業者による共同での参加にあつては、代表構成員は4(1)から(6)までの書類を、代表構成員以外の構成員は、4(3)から(6)までの書類を提出すること。
- (2) 参加申込後に辞退する場合は、辞退書（様式あり）を提出すること。